生産振興課	略										
	六 略										
	七 略										
畜産課	一 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		17 同法第18条第2項の規定による生乳等取引契約に係る書面の写しの受理			○						
		略									
	略										
	四 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		9 同法第19条第2項の規定による家畜人工授精師に対する免許の取消し又は業務の停止の命令		○							
		略									
		13 同法第27条の規定による種畜の規格の決定			○						
		略									
	五 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		2 同令第8条の規定による種畜証明書の交付			○						
	略										
	十九 薬事法に基づく知事の権限に属する事務（動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合	略									
		7 同法第36条の4第2項の規定による医薬品の販売等に従事する者の登録			○						
		8 同法第39条第2			○						

	十五 その他の事務	1 農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則第2条の規定に基づく委嘱の受諾		○							
生産振興課	略										
	六 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号）に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務							○	鳥取二十世紀梨記念館長	
	七 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則（平成13年鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務							○	鳥取二十世紀梨記念館長	
	八 略										
	九 略										
畜産課	一 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		17 同法第18条第2項の規定による生乳取引契約に係る書面の写しの受理			○						
		略									
	略										
	四 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		9 同法第19条第2項の規定による家畜人工授精師に対する免許の取消し又は業務の停止		○							
		略									
		13 同法第27条第1項の規定による種畜の規格の決定			○						
		略									
	五 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		2 同省令第8条の規定による種畜証明書の交付			○						
	略										
	十九 薬事法に基づく知事の権限に属する事務（動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合	略									
		7 同法第39条第1			○						

	に限る。）	項の規定による高度管理医療機器等販売業及び賃貸業の許可								
		9　同法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等販売業及び賃貸業の許可の更新						○	家畜保健衛生所長
		10　略								
		11　略								
		12　略								
		13　略								
		14　略								
		15　略								
		16　略								
		17　略								
		18　略								
	二十　薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務（動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合に限る。）	略								
	二十一　動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第12条の規定による配置販売業又は特例販売業における販売指定品目の変更又は追加の申請						○	家畜保健衛生所長
		2　同令第15条の9第2項の規定による販売従事登録証の交付			○				
		3　同令第15条の10の規定による販売従事登録事項の変更届の受理			○				
		4　同令第15条の11の規定による販売従事登録の消除申請の受理			○				
		5　同令第15条の12の規定による販売従事登録証の書換え交付			○				
		6　同令第15条の13の規定による販売従事登録証の再交付			○				
	二十二　略								
	二十三　略								
	二十四　略								
	二十五　略								
耕地課	一　土地改良法に基づく知事の権限に属する事	略							
		9　同法第18条第17項（同法第68条第						○	総合事務所長

	に限る。）	項の規定による高度管理医療機器等販売業及び賃貸業の許可								
		8　略								
		9　略								
		10　略								
		11　略								
		12　略								
		13　略								
		14　略								
		15　略								
		16　略								
	二十　薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務	略								
	二十一　略									
	二十二　略									
	二十三　略									
	二十四　略									
耕地課	一　土地改良法に基づく知事の権限に属する事	略								
		9　同法第18条第17項（同法第68条第							○	総合事務所長

務（広域農道整備事業及び農林漁業用軽油税財源身替農道整備事業に係るものに限り、市町村長に委任したものを除く。）	4項及び第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区及び土地改良区連合の役員又は清算人の就任等の公告								
	10　同法第19条の4第3号（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区及び土地改良区連合の財務状況等の報告の受理						○	総合事務所長	
	11　略								
	12　略								
	13　略								
	14　略								
	15　略								
	16　略								
	17　略								
	18　略								
	19　略								
	20　略								
	21　略								
	22　略								
	23　略								
	24　略								
	25　略								
	26　略								
	27　略								
	28　略								
	29　略								
	30　略								
	31　同法第70条の2第3項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区及び土地改良区連合の解散又は清算を監督する裁判所からの意見の求め又は調査の嘱託に対する回答		○						
	32　同法第70条の2第4項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区及び土地改良区連合の解散及び清算を監督する裁判所に対する意見		○						
	33　同法第71条の2（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定			○					

務（広域農道整備事業及び農林漁業用軽油税財源身替農道整備事業に係るものに限り、市町村長に委任したものを除く。）	2項及び第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区及び土地改良区連合の役員又は清算人の就任等の公告								
	10　略								
	11　略								
	12　略								
	13　略								
	14　略								
	15　略								
	16　略								
	17　略								
	18　略								
	19　略								
	20　略								
	21　略								
	22　略								
	23　略								
	24　略								
	25　略								
	26　略								
	27　略								
	28　略								
	29　略								

による土地改良区及び土地改良区連合の清算結了の届出の受理								
34 略								
35 略								
36 略								
37 略								
38 略								
39 略								
40 略								
41 略								
42 略								
43 略								
44 略								
45 略								
46 略								
47 略								
48 略								
49 略								
50 略								
51 同法第87条の2第10項及び同法第87条の3第6項において準用する同法第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請							○	総合事務所長
52 同法第87条の2第10項及び同法第87条の3第6項において準用する同法第5条第7項の規定による関係権利者全員の同意の取得							○	総合事務所長
53 略								
54 略								

30 略								
31 同法第76条第2項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区及び土地改良区連合の解散又は清算を監督する裁判所からの意見の求め又は調査の嘱託に対する回答		○						
32 同法第76条第3項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区及び土地改良区連合の解散又は清算を監督する裁判所に対する意見		○						
33 略								
34 略								
35 略								
36 略								
37 略								
38 略								
39 略								
40 略								
41 略								
42 略								
43 略								
44 略								
45 略								
46 略								
47 略								
48 略								
49 同法第87条の2第10項（同法第87条の3第6項において準用する場合を含む。）において準用する同法第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請							○	総合事務所長
50 同法第87条の2第10項（同法第87条の3第6項において準用する場合を含む。）において準用する同法第5条第7項の規定による関係権利者全員の同意の取得							○	総合事務所長
51 略								
52 略								

55 略								
56 略								
57 略								
58 略								
59 略								
60 略								
61 略								
62 略								
63 略								
64 略								
65 略								
66 略								
67 略								
68 略								
69 略								
70 略								
71 略								
72 略								
73 略								
74 略								
75 略								
76 略								
77 略								
78 略								
79 略								
80 略								
81 略								
82 略								
83 略								
84 略								
85 略								
86 略								
87 略								
88 略								
89 略								
90 略								
91 略								
92 略								
93 略								
94 略								
95 略								
96 同法第132条第1項の規定による土地改良区等（同法							○	総合事務所長

53 略								
54 略								
55 略								
56 略								
57 略								
58 略								
59 略								
60 略								
61 略								
62 略								
63 略								
64 略								
65 略								
66 略								
67 略								
68 略								
69 略								
70 略								
71 略								
72 略								
73 略								
74 略								
75 略								
76 略								
77 略								
78 略								
79 略								
80 略								
81 略								
82 略								
83 略								
84 略								
85 略								
86 略								
87 略								
88 略								
89 略								
90 略								
91 略								
92 略								
93 略								
94 同法第132条第1項の規定による土地改良区等（同法							○	総合事務所長

| | | |

			第39条の2第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する会議の決議の取消し										の2第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する会議の決議の取消し							
	略										略									
	六　土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第47条第2号の規定による農業用用排水路の指定		○							六　土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第47条第2号の規定による農業用用排水路の指定		○						
	略										略									
	十六　その他の事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものを除く。）	略									十六　その他の事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものを除く。）	略								
		8　略										8　略								
		9　土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年52構改B第600号農林事務次官依命通達）に基づく事務 (一)　第3の3の規定による拠出額の承認 (二)　第5の5の規定による交付金の割当ての協議 (三)　第10の1の規定による適正化事業の実施結果の報告の受理			○ ○				○	総合事務所長										
											林政課	一　森林法（昭和26年法律第249号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条の規定による地域森林計画の樹立及び変更		○						
													2　同法第6条第1項の規定による地域森林計画を樹立し、又は変更しようとする旨の公告及び当該地域森林計画の案の縦覧		○						
													3　同法第6条第3項の規定による地域森林計画の案についての関係市町村長及び関係森林監理局長からの意見の聴取		○						
													3の2　同法第6条第5項の規定による地域森林計画を樹立し、又は変更しようとする際の農林水産大臣への協議		○						
													4　同法第10条の5第7項及び第8項（同法第10条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定による市町村森林整備計画の樹立についての協議及び市町村森林整備計画書の写しの受理						○	総合事務所長

5　同法第10条の6第1項の規定による市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知						○	総合事務所長
6　同法第10条の11第2項の規定による要間伐森林又はその立木についての所有権の移転等に関する調停				○			
7　同法第10条の11の4第1項の規定による分収育林契約を締結すべき旨の裁定				○			
8　同法第10条の11の7の規定による分収育林契約の解除の承認				○			
9　同法第10条の14第2項の規定による森林整備協定の締結のあっせん				○			
10　同法第19条第1項の規定による森林施業計画の認定、変更の認定及び認定の取消し並びに森林施業計画を変更すべき旨の通知 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○		総合事務所長
11　同法第19条第1項の規定による森林施業計画に係る森林の伐採等の届出書及び包括承継人からの届出書の受理						○	総合事務所長
12　同法第19条第3項の規定による森林施業計画の認定等又は森林施業計画を変更すべき旨の通知についての関係市町村長の意見の聴取 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○		総合事務所長
13　同法第50条の規定による土地の使用権設定に関する協議をすることについての認可、当該土地の所有権等からの意見の聴取又は当該土地の所有者等に対する認可をした旨の通知若しくは掲示				○			
14　同法第53条の規定による土地の使用権を設定すべき旨の裁定及び裁定の申請者に対する裁定をした旨の通知				○			

	15　同法第66条の規定による水流における工作物の使用等に関する協議をすることについての認可				○				
	16　同法第188条の規定による森林所有者等に対するその施業の状況に関する報告の聴取又は他人の森林への立入りによる測量、実地調査、標識建設若しくは立木竹の伐採				○				
二　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第６条第１項の規定による入会林野整備計画の適否の決定及びその旨の通知						○	総合事務所長	
	2　同法第７条第２項の規定による異議申出に対する協議の命令						○	総合事務所長	
	3　同法第８条の規定による協議が整わない場合の調停、調停案の作成及び勧告						○	総合事務所長	
	4　同法第10条の規定による申請の却下						○	総合事務所長	
	5　同法第11条第１項の規定による入会林野整備計画の認可						○	総合事務所長	
	6　同法第11条第２項の規定による必要な金銭の供託						○	総合事務所長	
	7　同法第14条第１項の規定による入会林野整備計画に関係のある土地の分割又は合併の手続						○	総合事務所長	
	8　同法第14条第２項の規定による入会林野整備計画に係る土地についての登記の嘱託						○	総合事務所長	
	9　同法第14条第３項の規定による権利の取得に関する登記の嘱託						○	総合事務所長	
	10　同法第22条第１項の規定による旧慣使用林野整備計画の認可						○	総合事務所長	
	11　同法第22条第３項の規定による必要な金銭の供託						○	総合事務所長	
	12　同法第23条第２項において準用する同法第14条の規定による旧慣使用林野整備計画に係る必要な登記の嘱託						○	総合事務所長	
三　林業経営	1　同法第２条の２		○						

				基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務	第1項の規定による基本構想の策定及び変更						
					2　同法第2条の2第3項の規定による基本構想策定に際しての農林水産大臣への協議	○					
					3　同法第2条の2第4項の規定による基本構想の公表	○					
					4　同法第3条第3項の規定による林業経営改善計画が適当である旨の認定 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの				○ ○		総合事務所長
					5　同法第4条第1項及び第2項の規定による合理化計画が適当である旨の認定 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの				○ ○		総合事務所長
					6　同法第10条の規定による森林所有権の移転等のあっせん (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの				○ ○		総合事務所長
				四　林業労働力の確保に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条の規定による基本計画の策定及び変更	○					
					2　同法第5条第3項の規定による改善計画についての計画の認定	○					
					3　同法第6条第1項の規定による改善措置についての計画の変更の認定	○					
					4　同法第6条第2項の規定による改善措置についての計画の認定の取消し	○					
					5　同法第11条第1項の規定による林業労働力確保支援センターの指定	○					
					6　同法第11条第3項の規定による林業労働力確保支援センター変更届出書の受理		○				
					7　同法第19条の規定による資金貸付業務規程の認可及び変更の認可	○					
					8　同法第20条第1項の規定による事業計画書及び収支		○				

				予算書の認可						
				9　同法第22条の規定による林業労働力確保支援センターに対する報告書の提出の要求		○				
				10　同法第23条の規定による林業労働力確保支援センターに対する監督命令	○					
				11　同法第24条の規定による林業労働力確保支援センターの指定の取消し	○					
				五　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第2条第1項の規定による指定地域の指定	○				
					2　同法第2条第2項の規定による指定の公表	○				
					3　同法第3条第1項の規定による指定地域の区域の変更又は指定の解除	○				
					4　同法第3条第2項の規定による変更又は解除の公表	○				
					5　同法第4条第4項（同法第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の認定	○				
					5の2　同法第4条第5項（同法第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取	○				
					6　同法第4条第6項（同法第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取	○				
					7　同法第4条第8項（同法第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣への報告		○			
					8　同法第5条第2項の規定による事業計画の認定の取消し	○				
					9　同法第6条第2項の規定による協議の受理	○				
					10　同法第10条第3項の規定による森林法に基づく森林施業計画の認定の取消し (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外の				○	○	総合事務所長

		もの								
		11　同法第16条の規定による報告の要求		○						
	六　林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第８条の規定による林業・木材産業改善措置に関する計画が適当である旨の認定 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの				○ ○		○	総合事務所長	
	七　その他の事務	1　県営林事業の執行 (一)　鳥取県森林整備事業取扱要綱及び鳥取県建設工事執行規則の適用を受ける事業の執行に係る事務並びに管理に係る事務 (二)　物品事務取扱規則の適用を受ける生産品処理に係る事務 (三)　公有財産事務取扱規則の適用を受ける山林の評価、処分に係る事務 (四)　森林法第11条第１項の規定による森林施業計画の認定請求に係る事務 イ　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの ロ　イ以外のもの	○			○		○ ○ ○	総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長	
		2　鳥取県県行造林実施要綱（昭和23年鳥取県告示第597号）に基づく次の事務 (一)　同要綱第４条の規定による造林の適地の選定又は申請者の造林方法等についての契約の締結 (二)　同要綱第５条の規定による県行造林事務に係る地上権の設定	○	○						
		3　災害時において県営林を緊急に伐採する等の財産の処分						○	総合事務所長	
		4　県営林道事業の市町村等負担金に係る市町村との協議及び負担金の徴収						○	総合事務所長	
森林保全課	一　森林法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条の２第１項の規定による開発行為の許可 (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為の許可（二以上の総合事務所の						○	総合事務所長	

所管区域に係るものを除く。） (二)　(一)以外のもの	○						
1の2　同法第10条の2第6項の規定による森林審議会及び市町村長の意見聴取 (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。） (二)　(一)以外のもの	○					○	総合事務所長
2　同法第10条の3の規定による開発行為の中止の命令又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令						○	総合事務所長
3　同法第25条の2の規定による保安林の指定及び同法第27条第3項の規定による保安林の指定申請の進達		○					
4　同法第26条の2の規定による保安林（面積が10ヘクタール未満のものに限る。）の指定の解除及び同法第27条第3項の規定による保安林の指定の解除申請の進達（面積が10ヘクタール未満のものに限る。）	○						
4の2　同法第27条第1項の規定による保安林の指定の申請		○					
5　同法第27条第1項の規定による保安林の解除の申請						○	総合事務所長
6　同法第30条及び第30条の2の規定による告示及び森林所有者等に対する通知		○					
7　同法第31条の規定による保安林予定森林における立木竹の伐採等の禁止	○						
8　同法第32条第1項の規定による意見書の受理		○					
9　同法第32条第2項の規定による公開による意見の聴取及び告示に係る意見書の写しの農林水産大臣への送付	○						
10　同法第32条第3項の規定による意見の聴取に係る通知及び公示	○						

11　同法第33条第３項（同条第６項において準用する場合を含む。）の規定による森林所有者等への通知 (一)　同法第33条の３において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係るもの（同法第25条第１項第１号から第３号までに掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るものに限る。） (二)　(一)以外の民有林に係るもの			○				○	総合事務所長
12　同法第33条第６項において準用する同条第１項の規定による保安林の指定の目的及び解除の理由の告示			○					
13　同法第33条の２第１項の規定による指定施業要件の変更 (一)　同法第25条第１項第４号から第11号に掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るもの (二)　(一)以外の民有林に係るもの			○				○	総合事務所長
13の２　同法第33条の３において準用する同法第30条の２の規定による保安林の指定施業要件の変更の告示及び所有者等への通知 (一)　同法第25条第１項第４号から第11号に掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るもの (二)　(一)以外の民有林に係るもの			○				○	総合事務所長
14　同法第34条第１項又は第２項の規定による保安林における立木の伐採等の許可							○	総合事務所長
14の２　同法第34条第８項の規定による保安林における立木の伐採等の許可に係る伐採の届出の受理							○	総合事務所長
15　同法第34条の２第１項及び第34条の３第１項の規定による保安林における択伐等のための立木の伐採の届出の受理							○	総合事務所長

	16　同法第34条の2第2項及び第34条の3第2項において準用する同法第34条の2第2項の規定による拓伐等の計画の変更の命令						○	総合事務所長
	16の2　同法第34条第10項及び第34条の2第4項（第34条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長への通知						○	総合事務所長
	17　同法第35条の規定による損失の補償	○						
	18　同法第36条の規定による損失の補償の受益者の負担の決定等	○						
	19　同法第38条の規定による法令等に違反した者に対する監督処分						○	総合事務所長
	20　同法第39条第1項の規定による保安林の指定があった旨を表示する標識の設置						○	総合事務所長
	20の2　同法第39条の3第2項の規定による特定保安林の指定の申請及び同条第5項において準用する同条第2項の規定による特定保安林の指定の解除の申請		○					
	20の3　同法第39条の5の規定による要整備森林に係る施業等の勧告						○	総合事務所長
	20の4　同法第39条の7第1項の規定による要整備森林における保安施設事業の実施						○	総合事務所長
	21　同法第188条第2項の規定による立入調査等		○				○	総合事務所長
	22　同法第188条第3項の規定に係る身分証明書の発行 (一)　総合事務所における所属職員に係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	総合事務所長
二　森林法施行令（昭和26年政令第276号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第4条の2第3項の規定による許可すべき皆伐面積の限度の公表		○					
三　森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）に基づ	1　同規則第22条の8第1項第5号から第9号までに掲げる立木の伐採の届出の受理						○	総合事務所長

く知事の権限に属する事務	2　同規則第22条の11第１項第３号及び第４号に掲げる下草等の採取の届出の受理							○	総合事務所長
	3　同規則第22条の８第１項第10号及び第22条の11第１項第５号の規定による国の機関との協議							○	総合事務所長
四　森林国営保険法施行令（昭和28年政令第245号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第４条の規定による保険契約の申込みの承諾若しくは保険証書の交付又は保険契約の申込みを承諾しない場合のその旨の通知			○					
	2　同令第５条の規定による保険証書の再交付			○					
	3　同令第６条の規定による保険契約の継続の申込みの承認若しくは保険証書の記載の更正又は保険契約の継続の申込みを承諾しない場合のその旨の保険契約者への通知			○					
	4　同令第７条の規定による保険証書の記載の更正			○					
	5　同令第９条の規定による損害の実地調査又はその結果の農林水産大臣への報告			○					
	6　同令第10条の規定による保険金額及び保険料の減額若しくは保険証書の記載の更正又は保険料の減額の結果保険料の一部を返還すべき場合におけるその旨の農林水産大臣への通知			○					
五　林業種苗法（昭和45年法律第89号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第３条第１項の規定による育種母樹、育種母樹林、普通母樹又は普通母樹林（以下森林保全課の項の五において「指定採取源」という。）の指定		○						
	2　同法第６条第２項の規定による育種母樹等の保護又は管理に関し必要な処置を講ずること等の指示							○	総合事務所長
	3　同法第９条第１項又は第２項の規定による指定採取源の指定の解除		○						
	4　同法第９条第３項の規定による指定採取源の指定の		○						

	解除についての意見の提出							
	5　同法第10条第1項の規定による生産事業者の登録						○	総合事務所長
	6　同法第11条第1項の規定による講習会の開催				○			
	7　同法第11条第2項の規定による修了証明書の交付		○					
	8　同法第12条第1項の規定による登録証の交付						○	総合事務所長
	8の2　同法第13条第1項の規定による登録証の書替え交付						○	総合事務所長
	9　同法第13条第2項の規定による登録証の再交付						○	総合事務所長
	9の2　同法第13条第3項の規定による登録事項の変更及び廃止届の受理						○	総合事務所長
	10　同法第15条第1項の規定による生産事業者の登録の取消し						○	総合事務所長
	11　同法第17条の規定による配布事業者の届出の受理						○	総合事務所長
	12　同法第19条の規定による表示義務等の違反に対する是正命令						○	総合事務所長
	13　同法第20条第1項の規定による種穂又は苗木の証明				○			
	14　同法第23条の規定による種穂の採取の禁止				○			
	15　同法第27条の規定による指定採取源又は生産事業者等の業務に関し必要な事項の報告の要求					○		
	16　同法第28条第1項の規定による指定採取源等への立入検査等				○			
	17　同法第29条の規定による種苗の採取等に関し必要な措置を講ずべきことの命令又は種苗の配布の制限若しくは禁止				○			
六　森林病害虫等駆除法（昭和25年法律第53号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第1項の規定による森林病害虫等の駆除命令						○	総合事務所長
	1の2　同法第5条第2項の規定による特別伐倒駆除命令						○	総合事務所長

1の3　同法第5条第3項の規定による補完伐倒駆除の命令						○	総合事務所長
2　同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定による森林病害虫等の駆除命令に係る区域等の公表						○	総合事務所長
3　同法第5条第4項において準用する同法第3条第7項の規定による意見の聴取及び不服の申出に対する決定						○	総合事務所長
4　同法第5条第4項において準用する同法第3条第10項の規定による命令書の内容の公告						○	総合事務所長
5　同法第5条第4項において準用する同法第4条第1項の規定による森林病害虫等の駆除措置						○	総合事務所長
6　同法第5条第4項において準用する同法第4条第2項の規定による森林病害虫等の駆除措置に係る費用の徴収						○	総合事務所長
7　同法第5条第4項において準用する同法第4条の2の規定による森林病害虫等の駆除等についての協力要請 (一)　県外の地方公共団体等に係るもの (二)　県内の地方公共団体等に係るもの		○				○	総合事務所長
8　同法第6条第1項の規定による森林病害虫等の駆除等のための立入検査及び枝条等の収去						○	総合事務所長
8の2　同法第7条の3第1項の規定による防除実施基準の策定及び変更	○						
8の3　同法第7条の5第1項の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更	○						
8の4　同法第7条の6第1項の規定による樹種転換促進指針の策定及び変更	○						
8の5　同法第7条の7の規定による森林組合等に対する樹種転換の促進						○	総合事務所長

						のための助言、指導及び勧告					
						8の6　同法第7条の8の規定による樹種転換を促進すべき特定森林の公表	○				
						8の7　同法第7条の9第1項の規定による地区除外指針の策定及び変更	○				
						9　同法第8条第1項の規定による損失補償					○	総合事務所長
						10　同法第11条の規定による森林病害虫駆除員の設置 (一)　総合事務所において所属の職員を任命するもの (二)　(一)以外のもの				○	○	総合事務所長
					七　緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第1項の規定による緑の募金による寄付金を用いて同法第6条に規定する業務を行う者の指定	○						
						2　同法第5条第3項の規定による県緑化推進委員会の名称、住所又は事務所の所在地の変更届出の受理					○		
						3　同法第7条第3項の規定による県緑化推進委員会の運営協議会の委員の認可		○					
						4　同法第8条第1項の規定による県緑化推進委員会事業計画書及び収支予算書の受理					○		
						5　同法第8条第2項の規定による県緑化推進委員会事業報告書及び収支決算書の受理					○		
						6　同法第10条の規定による県緑化推進委員会に対する改善命令		○					
						7　同法第11条第1項の規定による県緑化推進委員会に対する同法第5条第1項の指定の取消し	○						
						8　同法第19条の規定による県緑化推進委員会の緑の募金計画の届出の受理					○		
						9　同法第21条の規定による緑の募金結果の届出の受理					○		
						10　同法第24条第1項の規定による県緑化推進委員会に				○			

	対する業務の報告又は事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件の検査								
八　鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第５条第２項の規定による軽微な変更の届出の受理						○	総合事務所長	
	2　同条例第７条第２号の規定による開発行為の着手の届出の受理						○	総合事務所長	
	3　同条例第７条第３号の規定による開発行為の工期の延長の届出の受理						○	総合事務所長	
	4　同条例第７条第４号の規定による開発者の住所等の異動の届出の受理						○	総合事務所長	
	5　同条例第７条第５号の規定による災害発生の報告の受理						○	総合事務所長	
	6　同条例第７条第６号の規定による開発行為の地位の承継の届出の受理 (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。） (二)　(一)以外のもの	 ○						○	総合事務所長
	7　同条例第８条の規定による許可計画の変更の命令 (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。） (二)　(一)以外のもの				 ○		○	総合事務所長	
	8　同条例第９条の規定による指導						○	総合事務所長	
	9　同条例第10条第２項の規定による開発行為の中止の命令又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令						○	総合事務所長	
	10　同条例第10条第３項の規定による開発の跡地の崩壊防止施設の設置その他の森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をすべき旨の命令						○	総合事務所長	
	11　同条例第11条の規定による開発行為に伴う災害等の防止のために必要						○	総合事務所長	

				な措置又は開発行為の停止をすべき旨の命令							
				12　同条例第12条の規定による許可の取消し (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。） (二)　(一)以外のもの	○					○	総合事務所長
				13　同条例第13条第1項の規定による開発行為の中止、開発行為の廃止の届出の受理						○	総合事務所長
				14　同条例第13条第2項の規定による開発行為の再開の届出の受理						○	総合事務所長
				15　同条例第14条の規定による開発行為の完了の届出の受理						○	総合事務所長
				16　同条例第15条第1項又は第2項に規定する開発行為の実施状況等の報告の受理						○	総合事務所長
				17　同条例第16条の規定による許可状況の公表 (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。） (二)　(一)以外のもの					○	○	総合事務所長
			九　その他の事務	1　森林保全管理巡視事業の実施						○	総合事務所長
				2　治山事業に係る保安林整備事業の執行						○	総合事務所長
				3　とっとり環境の森緊急整備事業の執行						○	総合事務所長
				4　森林法第10条の2第1項により許可の対象外となっている開発行為に係る連絡調整						○	総合事務所長
県土整備部共通	一　土木工事（鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港湾整備事業並びに海岸整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一	略		略							
		5　土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの	○	5　土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの	○						
		(二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の	○	(二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の		○					

	から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	もの (三)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの							○	総合事務所長
		6　土木工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの	○							
		(二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの		○						
		(三)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの							○	総合事務所長
		略								
	略									
県土総務課	略									
	八　建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		3　同法第11条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による変更等の届出の受理							○	総合事務所長
		4　同法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理							○	総合事務所長
		5　略								
		6　略								
		7　略								
		8　略								
		9　略								
		10　略								
		11　同法第27条の37の規定による建設業団体の届出の受理			○					
		12　略								
		13　略								
		14　略								
		15　同法第29条又は第29条の2第1項の規定による建設業者の許可の取消し (一)　同法第29条第1項第4号に該当するもの		○						
		(二)　(一)以外のもの	○							
		16　略								
		17　略								

	から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長
		6　土木工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの	○							
		(二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○						
		(三)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長
		略								
	略									
県土総務課	略									
	八　建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		3　同法第11条の規定による変更等の届出の受理							○	総合事務所長
		4　略								
		5　略								
		6　略								
		7　略								
		8　略								
		9　略								
		10　略								
		11　略								
		12　略								
		13　同法第29条又は第29条の2第1項の規定による建設業者の許可の取消し	○							
		14　略								
		15　略								

	18 略								
	19 同法第31条第1項の規定による建設業を営む者の業務等についての報告の徴取又は営業所等への立入検査 (一) 一の総合事務所の所管区域内で県が発注した工事の下請取引に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長
	20 同法第41条第1項の規定による建設業を営む者等に対する指導、助言及び勧告 (一) 一の総合事務所の所管区域内で県が発注した工事の下請取引に係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長
	21 略								
	22 略								
	23 略								
略									
十二 浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務（県土総務課の所掌事務に係るものに限る。）	略								
略									
十五 土木工事に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略								
	10 同規則第34条の2（同規則第36条第2項及び第37条第2項において準用する場合を含む。）の規定による異議申出の機会の付与		○						
	11 同規則第34条の4（同規則第36条第2項及び第37条第2項において準用する場合を含む。）の規定による異議申出書の受理			○					
	12 略								
	13 略								
	14 略								
	15 略								
略									
略									

	16 略								
	17 同法第31条第1項の規定による建設業を営む者の業務等についての報告の徴取又は営業所等への立入検査		○						
	18 同法第32条第1項の規定による参考人の意見の聴取		○						
	19 同法第41条第1項の規定による建設業を営む者等に対する指導、助言及び勧告		○						
	20 略								
	21 略								
	22 略								
略									
十二 浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務	略								
略									
十五 土木工事に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略								
	10 略								
	11 略								
	12 略								
	13 略								
略									
略									

河川課	一 河川法に基づく知事の権限に属する事務	略								
		19 同法第18条の規定による工事原因者に対する工事の施行の命令							○	総合事務所長
		略								
		21 同法第22条第1項の規定による洪水時等における緊急措置							○	総合事務所長
		22 略								
		23 同法第22条第4項の規定による洪水時等における緊急措置による損失の補償の協議							○	総合事務所長
		24 略								
		25 略								
		26 略								
		27 略								
		28 略								
		29 略								
		30 同法第27条第4項の規定による土地の掘削等の許可等をしない区域の決定		○						
		31 同法第30条第1項の規定による工作物の新築又は改築の工事の完成検査 (一) 略 (二) (一)以外で河川法施行令（昭和40年政令第14号）第17条第2号及び第3号に掲げる工作物（以下河川課の項の一の32及び33において「工作物」という。）の新築又は改築の工事に係るもの (三) 略							○	総合事務所長
		32 略								
		33 略								
		34 同法第32条第1項の規定による流水占用料等の徴収 (一) 発電に係るもの (二) (一)以外のもの				○		○		総合事務所長
		35 略								
		36 略								
		37 略								
		38 同法第37条の規定による工作物に関する工事の受託							○	総合事務所長
		39 略								

河川課	一 河川法に基づく知事の権限に属する事務	略								
		19 同法第18条の規定による工事原因者に対する工事の施行の命令					○			
		略								
		21 略								
		22 同法第22条第4項の規定による洪水時等における緊急措置による損失の補償の協議					○			
		23 略								
		24 略								
		25 略								
		26 略								
		27 略								
		28 略								
		29 同法第27条第2項の規定による土地の掘削等の許可等をしない区域の決定		○						
		30 同法第30条第1項の規定による工作物の新築又は改築の工事の完成検査 (一) 略 (二) (一)以外で河川法施行令（昭和40年政令第14号）第17条第2号及び第3号に掲げる工作物（以下河川課の項の一の31及び32において「工作物」という。）の新築又は改築の工事に係るもの (三) 略								○	総合事務所長
		31 略								
		32 略								
		33 同法第32条第1項の規定による流水占用料等の徴収								○	総合事務所長
		34 略								
		35 略								
		36 略								
		37 同法第37条の規定による工作物に関する工事の受託					○			
		38 略								

40 略								
41 略								
42 略								
43 略								
44 略								
45 略								
46 略								
47 略								
48 略								
49 略								
50 略								
51 同法第55条第1項の規定による河川保全区域における土地の掘削等の許可							○	総合事務所長
52 略								
53 同法第57条第1項の規定による河川予定地域内における土地の掘削等の許可							○	総合事務所長
54 略								
55 略								
56 同法第58条の4第1項の規定による河川保全立体区域における土地の掘削等の許可							○	総合事務所長
57 略								
58 同法第58条の6第1項の規定による河川予定立体区域における土地の掘削等の許可							○	総合事務所長
59 略								
60 略								
61 略								
62 同法第74条第5項の規定による延滞金の徴収 (一) 発電に係るもの (二) (一)以外のもの					○		 ○	 総合事務所長
63 同法第75条の規定による許可又は承認の取消し、変更等 (一) 20、26又は27の(三)により承認又は許可したものに係るもの (二) 24の(二)又は25の(三)により許可したものに係るもの (三) 略							 ○ ○	 総合事務所長 総合事務所長
64 略								

39 略								
40 略								
41 略								
42 略								
43 略								
44 略								
45 略								
46 略								
47 略								
48 略								
49 略								
50 同法第55条第1項の規定による河川保全区域における土地の掘削等の許可						○		
51 略								
52 同法第57条第1項の規定による河川予定地域内における土地の掘削等の許可						○		
53 略								
54 略								
55 同法第58条の4第1項の規定による河川保全立体区域における土地の掘削等の許可						○		
56 略								
57 同法第58条の6第1項の規定による河川予定立体区域における土地の掘削等の許可						○		
58 略								
59 略								
60 略								
61 同法第74条第5項の規定による延滞金の徴収							○	総合事務所長
62 同法第75条の規定による許可又は承認の取消し、変更等 (一) 20、25又は26の(三)により承認又は許可したものに係るもの (二) 23の(二)又は24の(三)により許可したものに係るもの (三) 略							 ○ ○	 総合事務所長 総合事務所長
63 略								

		65 略								
		66 略								
		67 略								
		68 略								
		69 同法第92条の規定による廃川敷地等の交換							○	総合事務所長
		70 同法第95条の規定による国の行う河川区域内の土地の占用等の協議 (一) 24の(一)、24の(三)、25の(一)、27の(一)、29の(一)、32の(一)、35の(一)、35の(二)、44又は49に係るもの (二) 24の(四)、25の(二)、27の(二)、32の(三)又は35の(三)に係るもの (三) 20、24の(二)、25の(三)、26、27の(三)、29の(二)、32の(二)、35の(四)、51、53、56又は58に係るもの					○ ○	○	○	総合事務所長
		71 略								
	略									
治山砂防課	一 砂利採取法に基づく知事の権限に属する事務（河川課の所掌事務に係るものを除く。）	1 同法第3条の規定による砂利採取業者の登録			○					
		略								
		2の2 同法第8条第2項の規定による砂利採取業者の承継の届出の受理			○					
		2の3 同法第9条第1項の規定による砂利採取業者の登録事項の変更の届出の受理			○					
		2の4 同法第10条の規定による砂利採取業の廃止の届出の受理			○					
		略								
		3の2 同法第13条の規定による砂利採取業者の登録の消除			○					
		略								
	一の二 鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）に基づく知事の権	1 同条例第8条の規定による指導監督							○	総合事務所長
		2 同条例第11条の規定による採取認可の公表							○	総合事務所長

		64 略								
		65 略								
		66 略								
		67 略								
		68 同法第92条の規定による廃川敷地等の交換		○						
		69 同法第95条の規定による国の行う河川区域内の土地の占用等の協議 (一) 23の(一)、23の(三)、24の(一)、26の(一)、28の(一)、31の(一)、34の(一)、34の(二)、43又は48に係るもの (二) 23の(四)、24の(二)、26の(二)、31の(三)、34の(三)、50、52、55又は57に係るもの (三) 20、23の(二)、24の(三)、25、26の(三)、28の(二)、31の(二)又は34の(四)に係るもの					○ ○	○	○	総合事務所長
		70 略								
	略									
治山砂防課	一 砂利採取法に基づく知事の権限に属する事務（河川課の所掌事務に係るものを除く。）	1 同法第3条の規定による砂利採取業者の登録		○						
		略								
		2の2 同法第8条の規定による砂利採取業者の承継の届出の受理		○						
		2の3 同法第9条の規定による砂利採取業者の変更登録			○					
		略								
		3の2 同法第13条の規定による砂利採取業者の登録の消除		○						
		略								
	一の二 鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）に基づく知事の権	1 同条例第8条の規定による指導							○	総合事務所長
		2 同条例第11条に規定する採取認可の公表						○		

限に属する事務									
一の三 鳥取県砂利採取条例施行規則（平成16年鳥取県規則第20号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項の規定による埋戻し保証を行う機関として適当でないものの認定		○						
	2 同規則第5条第1項第3号の規定による同項第1号及び第2号に掲げる機関と同等の能力を有する機関の認定		○						
二 採石法（昭和25年法律第291号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第32条の規定による採石業者の登録			○					
	略								
	2の2 同法第32条の6第2項の規定による採石業者の承継の届出の受理			○					
	2の3 同法第32条の7第1項の規定による採石業者の登録事項の変更の届出の受理			○					
	2の4 同法第32条の8の規定による採石業の廃止の届出の受理			○					
	略								
	3の2 同法第32条の11の規定による採石業者の登録の消除			○					
	略								
	5 同法第33条の規定による岩石の採取計画の認可							○	総合事務所長
	6 同法第33条の5第1項の規定による岩石採取計画の変更の認可							○	総合事務所長
	略								
	10 同法第33条の6の規定による市町村長への通報							○	総合事務所長
	11 同法第33条の9の規定による認可採取計画の変更の							○	総合事務所長

限に属する事務									
二 採石法（昭和25年法律第291号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第32条の規定による採石業者の登録		○						
	略								
	2の2 同法第32条の6の規定による採石業者の承継の届出の受理		○						
	2の3 同法第32条の7の規定による採石業者の変更登録			○					
	略								
	3の2 同法第32条の11の規定による採石業者の登録の消除		○						
	略								
	5 同法第33条の規定による岩石の採取計画の認可 (一) 砕石以外の用に供する岩石の採取計画で砕石区域が1ヘクタール未満のものに係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長
	6 同法第33条の5第1項の規定による岩石採取計画の変更の認可 (一) 5の(一)により認可したものに係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長
	略								
	10 同法第33条の6の規定による市町村長への通報 (一) 5の(一)又は6の(一)により処分したときに係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長
	11 同法第33条の9の規定による認可採取計画の変更の								

		命令										命令 (一) 5の(一)又は6の(一)により認可したものに係るもの (二) (一)以外のもの				○ ○		○	総合事務所長
		略										略								
		13 同法第33条の12の規定による採取計画の認可の取消し又は岩石の採取の停止の命令							○	総合事務所長		13 同法第33条の12の規定による採取計画の認可の取消し又は岩石の採取の停止の命令 (一) 5の(一)又は6の(一)により認可したものに係るもの (二) (一)以外のもの					○ ○		○	総合事務所長
		略										略								
		19 同法第42条の2の規定による国又は地方公共団体と行う協議							○	総合事務所長		19 同法第42条の2の規定による国又は地方公共団体が行う協議 (一) 砕石以外の用に供する岩石の採取計画で採取区域が1ヘクタール未満のものに係るもの (二) 岩石の採取を主目的としない公共工事に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの		○					○ ○	総合事務所長 総合事務所長
	略										略									
	三の二 鳥取県砕石条例（平成15年鳥取県条例第72号）に基づく知事の権限に属する事務	略									三の二 鳥取県砕石条例（平成15年鳥取県条例第72号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		2 同条例第5条第3項、第7条第3項、第10条第3項及び第11条第7項の規定による審議会の意見の聴取							○	総合事務所長		2 同条例第5条第3項、第7条第3項、第10条第3項及び第11条第7項の規定による審議会の意見の聴取 (一) 砕石以外の用に供する岩石の採取計画で採取区域が1ヘクタール未満のものに係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長
		3 同条例第9条の規定による改善計画の提出の命令							○	総合事務所長		3 同条例第9条の規定による指導							○	総合事務所長
		4 同条例第13条に規定する採石認可の公表							○	総合事務所長		4 同条例第13条に規定する採石認可の公表						○		
	三の三 鳥取県砕石条例施行規則（平成16年鳥取県規則第19号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項第2号の規定による同項第1号に掲げる機関と同等の能力を有する機関の認定		○							三の三 鳥取県砕石条例施行規則（平成16年鳥取県規則第19号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第4項に規定する意見聴取							○	総合事務所長
		2 同規則第5条第4項の規定による意見の聴取							○	総合事務所長		2 1を除くすべての事務					○			
		3 同規則第10条の規定による要綱の策定		○																
		4 1から3までを除くすべての事務							○	総合事務所長										

略										
六 鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
	5 略									
	5の2 同条例第10条第1項別表の1の竹木又は樹根の採取料及び2の発電に係る工作物の占用料の決定							○	総合事務所長	
	略									
略										
十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
	3 同法第6条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取							○	総合事務所長	
	略									
	5 同法第8条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取							○	総合事務所長	
	略									
	9 同法第13条第2項の規定による勧告							○	総合事務所長	
	10 同法第14条（同法第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の協議 (一) 開発行為の面積が10,000平方メートル未満のものに係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長	
	11 略									
	12 略									
	略									
略										
空港港湾課	一 土木工事（空港整備事業（鳥取空港の整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一から	略								
		5 土木工事及び電機設備工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金	○							

略										
六 鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
	5 略									
	略									
略										
十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
	3 同法第6条第3項の規定による市町村長の意見の聴取							○	総合事務所長	
	略									
	5 同法第8条第3項の規定による市町村長の意見の聴取							○	総合事務所長	
	略									
	9 同法第14条の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の協議 (一) 開発行為の面積が10,000平方メートル未満のものに係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長	
	10 略									
	11 略									
	12 同法第16条第4項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の変更の協議 (一) 9の(一)で協議したものに係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長	
	略									
略										
空港港湾課	一 土木工事（空港整備事業（鳥取空港の整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一から	略								
		5 土木工事及び電機設備工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金	○							

三までにおいて同じ。）及び港湾・漁港・海岸整備事業（鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業並びに海岸整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）に係る土木工事に限る。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）及び電気設備工事（鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	額が1億円以上のもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの (1)及び(2) 略		○							
	6 土木工事及び電機設備工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの (1)及び(2) 略	○	○							
	略									
略										
略										

三までにおいて同じ。）及び港湾・漁港・海岸整備事業（鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業並びに海岸整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）に係る土木工事に限る。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）及び電気設備工事（鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1)及び(2) 略		○							
	6 土木工事及び電機設備工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1)及び(2) 略	○	○							
	略									
略										
略										

別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

行政政策局、人権局、地域づくり支援局、くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	知事	専決権者 部長	専決権者 局長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任対象権者 部長	委任対象権者 局長	委任対象権者 課長	委任対象権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
人事・評価室	略											
	二 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	略										
		3 次に掲げる者の任免 (一)～(三) 略 (四) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（人事関係事務手続き要領3の(1)のイの(イ)に該当する非常勤職員に限る。）に係るもの				○						
	三 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）に基づく知事の権	略										
		5 同規則第9条第1項第4号及び第7号に規定する職への採用の選考				○						

別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

行政政策局、人権局、地域づくり支援局、経済・雇用政策総室、産業振興総室、市場開拓局、農林総合研究所及び水産振興局の個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	知事	専決権者 部長	専決権者 局長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任対象権者 部長	委任対象権者 局長	委任対象権者 課長	委任対象権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
人事・評価室	略											
	二 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	略										
		3 次に掲げる者の任免 (一)～(三) 略 (四) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（人事関係事務手続き要領別表第1に掲げる非常勤職員に限る。）に係るもの				○						
	三 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）に基づく知事の権	略										
		5 同規則第9条第4号に規定する職への採用の選考				○						